

令和7年度末
退職及び任用（雇用）形態の変更に伴う
共済手続きのしおり

地方職員共済組合大阪府支部

令和8年1月16日 掲載

令和8年1月27日 更新
(p.13 任意継続組合員の掛金率)

～はじめに～

本しおりは、退職や任用（雇用）形態の変更に伴い、共済組合の資格を喪失又は資格種別が変更となる場合の手続きや任意継続組合員の申込み、利用できる各種制度（サービス）などについてご案内しています。

現在の状況（働き方）と今後の状況（働き方等）により、提出していただく書類も変わりますので、まず、本しおりの「I - (ア) 提出書類の確認」(p.1-4) により、ご自身が提出すべき書類と提出スケジュール (p.5-6) をご確認ください。

なお、任意継続組合員を希望される場合は、別途の申し込みが必要となります。詳しくは、本しおり (p.9-13) 又は地共済大阪府支部ホームページをご覧ください。

～目次～

I 提出書類等について

(ア) 提出書類の確認	P 1
(イ) スケジュール	P 5

II 健康保険制度・任意継続組合員制度について

(ア) 健康保険制度の概要	P 7
(イ) 任意継続組合員制度及び加入手続き	P 9

III 各制度（サービス）について

(ア) 短期給付	P 14
(イ) 長期給付（年金）	P 15
(ウ) 保健事業	P 18
(エ) 福利厚生事業（リロクラブ）	P 19
(オ) 貸付事業	P 22

【参考】 組合員種別等について	P 23
-----------------	------

※本文では「地方職員共済組合」を「地共済」と記します。

I - (ア) 提出書類の確認 ①知事部局／一般組合員 確認用

- ご自身の現在の状況と退職及び任用形態変更後の状況を確認(チェック)し、提出書類をご準備ください。
提出書類はホームページの「**共済手続きのしおり・届出等様式**」からダウンロードしていただき、p.5-6の「I-(イ) スケジュール」に記載の締切りまでに地共済大阪府支部に提出してください。

※ 詳しくはホームページの「**共済手続きのしおり・届出等様式**」及び本しおりをお読みください。

※ ★の書類については、府市共同設置機関（副首都推進局（公立大学法人派遣含む）、大阪港湾局及び万博推進局（博覧会協会及び大阪PV派遣含む）、警察本部、営利法人等からの復帰となる方のみ提出が必要です。

(知事部局／一般組合員)

現在の状況	常勤職員（任期付き職員を含む）の方	再任用フルタイム勤務職員の方
-------	-------------------	----------------



退職及び任用形態変更後 <small>※p. 7 参照</small>		提出いただく書類等				
チェック	任用等の形態	組合員種別 (共済資格)	資格喪失（退職） ・ 資格変更届	資格取得届・年金 加入期間報告書	資格確 認書等 ※1	備考
	① 退職又は任用が終了し、地共済が適用されない民間事業者等に就職又は無職（任意継続組合員を希望する方を含む）となられる方	資格喪失	○[A1]	★[B1]	返納	任意継続を希望される場合は、別途、任意継続組合員の加入手続きが必要です。 ※加入には条件があります。
	② 常勤又は任期付き職員となられる方	一般組合員	—	★[B2]	—	府市共同設置機関、警察本部、営利法人等からの復帰となる方以外は、手続きは不要です。
	③ 再任用フルタイム勤務職員となられる方	一般組合員	—	★[B2]	—	府市共同設置機関、警察本部、営利法人等からの復帰となる方以外は、手続きは不要です。
	④ 再任用短時間勤務職員となられる方	短期組合員	○[A2]	★[B1]	—	
	⑤ 臨時の任用職員となられる方	短期組合員	○[A2]	★[B1]	—	
	⑥ 短時間勤務の 会計年度任用職員(非常勤職員) となられる方	短期組合員	○[A2]	★[B1]	—	
	⑦ 地共済の加入要件に満たない働き方をされる方 ※週の勤務時間が20時間未満で、月額報酬が88,000円未満	資格喪失	○[A1]	★[B1]	返納	任意継続を希望される場合は、別途、任意継続組合員の加入手続きが必要です。 ※加入には条件があります。

※ 1 「限度額適用認定証」、「特定疾病療養受療証」、有効期限内の「資格確認書」をお持ちの方は、併せて返納してください。(令和6年12月1日以前に交付された従前の健康保険証（組合員証・被扶養者証）については、返納は不要です。)

※ 2 表中の英数字は各様式の記入例により区分しています。

I - (ア) 提出書類の確認 ②知事部局／短期組合員 確認用

- ご自身の現在の状況と退職及び任用形態変更後の状況を確認(チェック)し、提出書類をご準備ください。
提出書類はホームページの「**共済手続きのしおり・届出等様式**」からダウンロードしていただき、p.5-6の「I-(イ) スケジュール」に記載の締切りまでに地共済大阪府支部に提出してください。

※ 詳しくはホームページの「**共済手続きのしおり・届出等様式**」及び本しおりをお読みください。

(知事部局／短期組合員)

現在の状況	再任用短時間勤務職員の方	臨時の任用職員の方	短時間勤務の会計年度任用職員の方
-------	--------------	-----------	------------------



退職及び任用（雇用）形態変更後 ※p.7参照		提出いただく書類等				
チェック	任用等の形態	組合員種別 (共済資格)	資格喪失（退職）・資格変更届	資格取得届・年金加入期間報告書	資格確認書等 ※1	備考
	① 退職又は任用が終了し、地共済が適用されない民間事業者等に就職又は無職（任意継続組合員を希望する方を含む）となられる方	資格喪失	○[A1]	—	返納	任意継続を希望される場合は、別途、任意継続組合員の加入手続きが必要です。 ※加入には条件があります。
	② 常勤又は任期付き職員となられる方	一般組合員	○[A2]	○[B3]	—	
	③ 臨時の任用職員となられる方	短期組合員	—	—	—	書類の提出は不要ですが、現在の状況がアまたはウの方は、SSCでの資格取得申請が必要です。
	④ 短時間勤務の会計年度任用職員(非常勤職員)となられる方	短期組合員	—	—	—	手続きは不要です。
	⑤ 地共済の加入要件に満たない働き方をされる方 ※週の勤務時間が20時間未満で、月額報酬が88,000円未満	資格喪失	○[A1]	—	返納	任意継続を希望される場合は、別途、任意継続組合員の加入手続きが必要です。 ※加入には条件があります。

※1 「限度額適用認定証」、「特定疾病療養受療証」、有効期限内の「資格確認書」をお持ちの方は、併せて返納してください。(令和6年12月1日以前に交付された従前の健康保険証（組合員証・被扶養者証）については、返納は不要です。)

※2 表中の英数字は各様式の記入例により区分しています。

I - (ア) 提出書類の確認 ③地方独立行政法人等／一般組合員 確認用

- ご自身の現在の状況と退職及び任用形態変更後の状況を確認(チェック)し、提出書類をご準備ください。
提出書類はホームページの「**共済手続きのしおり・届出等様式**」からダウンロードしていただき、
p.5の「I-(イ) スケジュール」に記載の締切りまでに地共済大阪府支部に提出してください。

※ 詳しくはホームページの「**共済手続きのしおり・届出等様式**」及び本しおりをお読みください。

(地方独立行政法人等／一般組合員)

現在の状況	常勤職員（任期付き職員を含む）の方	再雇用フルタイム勤務職員の方	継続した勤務期間が1年を超えたフルタイムの非常勤職員 ※1か月に18日以上勤務していることが条件
-------	-------------------	----------------	---



退職及び雇用形態変更後 <small>※p.7 参照</small>		提出いただく書類等				
チェック	雇用等の形態	組合員種別 (共済資格)	資格喪失（退職）・資格変更届	資格取得届・年金加入期間報告書	資格確認書等 ※1	備考
	① 退職又は任期が終了し、地共済が適用されない民間事業者等に就職又は無職（任意継続組合員を希望する方を含む）となられる方	資格喪失	○[C1]	—	返納	任意継続を希望される場合は、別途、任意継続組合員の加入手続きが必要です。 ※加入には条件があります。
	② 常勤又は任期付き職員となられる方	一般組合員	—	—	—	手続きは不要です。
	③ 再雇用フルタイム勤務職員となられる方	一般組合員	—	—	—	手続きは不要です。
	④ フルタイムの非常勤職員となられる方 ※現在の状況がアまたはイの方で、雇用形態が変わる場合	短期組合員	○[C2]	—	—	現在の状況がウの方で、雇用形態が変わらない場合は手続きは不要です。
	⑤ 臨時の任用職員となられる方	短期組合員	○[C2]	—	—	
	⑥ 再雇用短時間勤務職員となられる方	短期組合員	○[C2]	—	—	
	⑦ 短時間勤務の非常勤職員となられる方	短期組合員	○[C2]	—	—	
	⑧ 地共済の加入要件に満たない働き方をされる方 ※週の勤務時間が20時間未満で、月額報酬が88,000円未満	資格喪失	○[C1]	—	返納	任意継続を希望される場合は、別途、任意継続組合員の加入手続きが必要です。 ※加入には条件があります。

※1 「限度額適用認定証」、「特定疾病療養受療証」、有効期限内の「資格確認書」をお持ちの方は、併せて返納してください。(令和6年12月1日以前に交付された従前の健康保険証（組合員証・被扶養者証）については、返納は不要です。)

※2 表中の英数字は各様式の記入例により区分しています。

I - (ア) 提出書類の確認 ④地方独立行政法人等／短期組合員 確認用

- ご自身の現在の状況と退職及び雇用形態変更後の状況を確認(チェック)し、提出書類をご準備ください。
提出書類はホームページの「**共済手続きのしおり・届出等様式**」からダウンロードしていただき、p.5の「I-(イ) スケジュール」に記載の締切りまでに地共済大阪府支部に提出してください。

※ 詳しくはホームページの「**共済手続きのしおり・届出等様式**」及び本しおりをお読みください。

(地方独立行政法人等／短期組合員)

現在の状況	再雇用短時間勤務職員の方	臨時的任用職員の方	短時間勤務の非常勤職員の方	継続した勤務期間が1年以下のフルタイムの非常勤職員
-------	--------------	-----------	---------------	---------------------------



退職及び雇用形態変更後 ※p. 7 参照		提出いただく書類等				
チェック	雇用等の形態	組合員種別 (共済資格)	資格喪失(退職)・資格変更届	資格取得届・年金加入期間報告書	資格確認書等 ※1	備考
	① 退職又は任期が終了し、地共済が適用されない民間事業者等に就職又は無職(任意継続組合員を希望する方を含む)となられる方	資格喪失	○[C1]	—	返納	任意継続を希望される場合は、別途、任意継続組合員の加入手続きが必要です。 ※加入には条件があります。
	② 常勤又は任期付き職員となられる方	一般組合員	○[C2]	○[D1]	—	
	③ フルタイムの非常勤職員となられる方 ※現在の状況がエの方で、1年を超えるフルタイムの非常勤職員となる場合	一般組合員	○[C2]	○[D1]	—	現在の状況がア・イ・ウの方で、フルタイムの非常勤職員に雇用形態を変更された場合は手続きは不要です。
	④ 臨時的任用職員となられる方	短期組合員	—	—	—	手続きは不要です。
	⑤ 短時間勤務の非常勤職員となられる方	短期組合員	—	—	—	手続きは不要です。
	⑥ 地共済の加入要件に満たない働き方をされる方 ※週の勤務時間が20時間未満で、月額報酬が88,000円未満	資格喪失	○[C1]	—	返納	任意継続を希望される場合は、別途、任意継続組合員の加入手続きが必要です。 ※加入には条件があります。

※1 「限度額適用認定証」、「特定疾病療養受療証」、有効期限内の「資格確認書」をお持ちの方は、併せて返納してください。(令和6年12月1日以前に交付された従前の健康保険証(組合員証・被扶養者証)については、返納は不要です。)

※2 表中の英数字は各様式の記入例により区分しています。

I - (イ) スケジュール

A 「資格喪失（退職）・資格変更届」の提出

- 退職、任用（雇用）形態の変更により、地共済の組合員資格を喪失あるいは組合員資格が変更になる場合、所属を通じて、地共済大阪府支部へ提出が必要です。
- 提出の要・不要や様式については、地共済大阪府支部ホームページの『[共済手続きのしおり・届出様式](#)』をご確認ください。

提出期限	令和8年2月13日（金）
提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府職員の方 所属を通じて地共済大阪府支部に提出してください。 ・大阪府職員以外の方 各法人等人事担当者を通じて地共済大阪府支部に提出してください。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員又は各独法非常勤職員の方で、任用・雇用の更新等が決定していない場合は、上記の提出期限によらず、組合員資格喪失の確定後に提出してください。 ・資格喪失（退職）・資格変更届を提出後、状況変更等により組合員資格が継続することになったとき（※）は、必ず地共済大阪府支部へご連絡ください。連絡が遅れると、4月1日以降医療機関等を受診する際に全額自己負担となる場合がありますのでご注意ください。 （※）定年退職後、会計年度任用職員として任用されることになったなど。

B 「資格喪失証明書」の発行

- Aの資格喪失（退職）・資格変更届において資格喪失証明書の発行を希望された方に発行します。

発行	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者を含む資格喪失証明書は、資格喪失日以降、ご自宅宛てに郵送します。 ・なお、年度末退職者に限り、Aの提出期限までに資格喪失（退職）・資格変更届を提出された方は、退職日までに所属・法人事務局宛に送付予定です。ただし、退職日が確認できない場合は、確認後の発行となります。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失証明書発行後、状況変更等により組合員資格が継続することになったとき（※）は、必ず地共済大阪府支部へ連絡の上、資格喪失証明書を返納してください。 （※）定年退職後、会計年度任用職員として任用されることになったなど。 ・資格喪失証明書の発行を希望しないとして資格喪失（退職）・資格変更届を提出後に、資格喪失証明書が必要となった場合は、「資格喪失証明書願」を提出いただく必要があります。

C 有効期限内の「資格確認書」等の返納

- 組合員資格を喪失される場合で、「限度額適用認定証」、「特定疾病療養受療証」、有効期限内の「資格確認書」をお持ちの方は返納してください。（令和6年12月1日以前に交付された従前の健康保険証（組合員証・被扶養者証）については、返納は不要です。）

返納期限	退職日まで
返納先	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府職員の方 所属を通じて地共済大阪府支部に返納してください。 ・大阪府職員以外の方 各法人等人事担当者を通じて地共済大阪府支部に返納してください。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失後に返納せず、医療機関等で資格確認書等を使用した場合は、医療費を全額自己負担していただきますのでご注意ください。

★「任意継続」の加入申込み

- 任意継続を希望される方は p.9 「II - (イ) 任意継続組合制度及び加入手続き」をご覧ください。

(大阪府職員向け)

★★府市共同設置機関、警察本部、営利法人等への派遣から復帰して退職される方★★

以下の所属等の方が大阪府を退職される場合は、退職日の1日のみ地共済に加入する必要がありますので、通常の退職に係る手続き（前ページの手続き）の前に地共済への加入の手続きが必要です。

- 府市共同設置機関（副首都推進局／大阪港湾局／万博推進局）
- 大阪府警察本部への派遣 ● 営利法人派遣 ● 国等への割愛退職派遣

下記をご確認の上、必要な書類を、所属を通じて地共済大阪府支部へ提出してください。

D 「組合員資格取得届兼年金加入期間等報告書」の提出（加入手続き）

➢ 地共済の資格を取得してから退職することになるため、所属を通じて地共済へ提出が必要です。

提出期限	令和8年2月13日（金）
提出先	・所属（派遣元等）を通じて地共済大阪府支部に提出してください。
留意事項	・地共済に1日のみ加入し、すぐに資格喪失することになります。

E 「被扶養者申告書」等の提出（加入手続き ※該当者のみ）

➢ 被扶養者がいる場合、Dの書類に加えて、所属を通じて地共済へ提出が必要です。

提出内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「被扶養者申告書＜派遣（退職）復帰者用＞」 ○ 「異動・派遣時の保険証のコピー（本人及び被扶養者全員分）」又は「異動・派遣時の資格確認書、資格情報のお知らせのコピー」、「資格喪失証明書」
	<p>★ 20歳以上60歳未満の被扶養配偶者がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金第3号被保険者関係届 ・配偶者の「ねんきん定期便」、「年金手帳」又は「基礎年金番号通知書」のいずれかの写し（氏名及び現在の基礎年金番号が確認できるページ）
提出期限	令和8年2月13日（金）
提出先	・所属（派遣元等）を通じて地共済大阪府支部に提出してください。



<退職手続き>

A' 「資格喪失（退職）・資格変更届」の提出

提出期限	令和8年2月13日（金）
提出先	・所属（派遣元等）を通じて地共済大阪府支部に提出してください。

B' 「資格喪失証明書」の発行

➢ Aの資格喪失（退職）・資格変更届において資格喪失証明書の発行を希望された方に発行します。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者を含む資格喪失証明書は、資格喪失日以降にご自宅宛てに郵送します。（年度末退職者含む） ・なお、被扶養者の認定が完了後の発行となります。

★ 「任意継続」の加入申込み

➢ 任意継続を希望される方はp.9「II-（イ）任意継続組合制度及び加入手続き」をご覧ください。

II - (ア) 健康保険制度の概要

退職や任用（雇用）形態の変更により、地共済の組合員資格を喪失あるいは組合員資格が変更になる場合、地共済大阪府支部へ手続き（※）が必要です。

なお、地共済の組合員資格喪失後の健康保険については、下図等を参考にご自身で加入等の手続を行ってください。

※地共済大阪府支部への手続き

- ・所属を通じて「資格喪失（退職）届」の提出が必要です。必要書類及び提出期限等詳しくは、本しおりのp.1～p.6及び地共済大阪府支部ホームページの『**共済手続きのしおり・届出様式**』をご確認ください。
- ・現在お使いの有効期限内の資格確認書は、退職時の所属に必ず返納してください。
なお、地共済加入の対象となる法人等に再就職され地共済組合員の資格要件を満たす場合（下図のA）、有効期限内の資格確認書はそのまま使えますので、退職時の返納は不要です。

また、退職後に「任意継続組合員」又は「国民健康保険」に加入される場合、以下のア、イに該当される方は**国民年金への加入**が必要となります。

加入手続きについては、居住地の各市区町村の国民年金担当窓口へお問い合わせください。

(ア: 20歳以上60歳未満の組合員 イ: 20歳以上60歳未満の被扶養者である配偶者)



(p.7 の図の B)

	任意継続組合員 (地共済の場合)	国民健康保険 (各市区町村の制度による)	家族加入の健康保険の被扶養者 (家族の勤務先の健康保険制度)
加入資格	退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者	他の健康保険制度に加入していない者	それぞれの健康保険制度により異なる。
加入手続	退職日から20日以内に申出書を提出し、かつ掛金を納付する。 ※詳細はp.9「II- (イ) 任意継続組合員制度及び加入手続き」を参照	退職日から14日以内に居住地の市区町村で加入手続を行う。	それぞれの健康保険組合が定めた所定の手続を行う。
掛金・保険料	<p>■ 退職時の標準報酬月額から計算</p> <ul style="list-style-type: none"> 1月あたりの掛金額は、次のいずれか低い額に掛金率を乗じて得た額。 <ul style="list-style-type: none"> ①退職時の標準報酬月額 ②組合員の平均標準報酬月額 40歳以上65歳未満の方は、短期掛金及び子ども子育て掛金に加え、介護掛金が必要。 <p>※ 現役時代と比べ、事業主が負担していた分を掛金として払う必要があるため、支払う掛金額は約2倍となります。</p>	<p>■ 前年の所得等により計算</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市区町村によって異なる。 40歳以上65歳未満の方は、国民健康保険料及び子ども子育て支援金保険料に加え、介護保険料が必要。 <p>※ 具体的な保険料額は、居住地の市区町村の国民健康保険課等で確認してください。</p> <p>※「扶養」という概念がないため、一般的に加入者の人数が増えると保険料負担も増加します。</p>	<p>■ 掛金・保険料はなし</p> <ul style="list-style-type: none"> ご家族が加入の健康保険組合等に、家族の被扶養者として認定される必要がある。
自己療養機関割合	<p>ご本人：3割(※) ご家族：3割(※) 2割(義務教育就学前)</p> <p>※ 70歳以上の場合は、ご本人の所得によりご本人及びご家族の負担割合が変わることがあります。</p> <p>※ 国民健康保険については、居住地の市区町村にご確認ください。</p>		<p>※ 詳細はご家族が加入の健康保険組合等にご確認ください。</p>
選択のポイント	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者がいる場合でも掛金額は変わりません。 現職のときと同じ医療給付を受けることができます。 (病院で25,000円以上支払った場合、25,000円を超えた分を給付等) 	<ul style="list-style-type: none"> 前年の所得により保険料が増減するため、退職して1年経過してから加入する方が保険料の負担が少ない場合があります。 (1年目は任意継続、2年目から国保へ加入等) 	<ul style="list-style-type: none"> 家族の勤務先の健康保険で、被扶養者としての認定要件を満たしていることが必要です。事前に認定要件を確認してください。

問合先：地方職員共済組合大阪府支部

〔 大阪府総務部総務サービス課
　　福利厚生・認定グループ 〕

府庁代表：06-6941-0351

内 線：4153(資格担当)・2154(任意継続担当)

直 通：06-6941-8810 (資格担当)

06-6944-6854 (任意継続担当)

II-（イ）任意継続組合員制度及び加入手続き

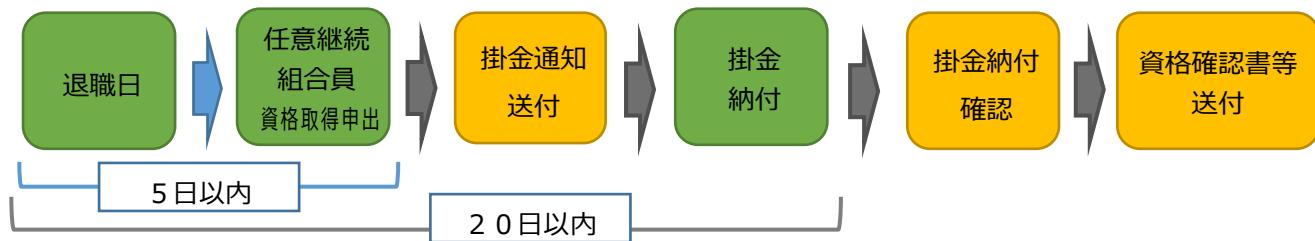
任意継続組合員制度とは、退職の日の前日まで引き続いて1年以上地共済の一般組合員又は短期組合員（以下「共済組合員」という。）であった者が、退職後2年間の範囲で、退職後も引き続いて短期給付（医療に関する療養給付等。p.11 参照）及び福祉事業（特定検診等。退職前とは内容が一部異なります。P.11 参照）を受けることができる制度です。

1. 任意継続の加入条件

- 次のいずれも満たす場合に加入できます。
 - 退職の日の前日まで引き続いて1年以上共済組合員であること
 - 例：令和7年4月1日入庁、令和8年3月31日退職の場合は、退職の前日（3月30日）時点で1年以上の共済組合員でないため、任意継続組合員にはなれません。
 - 退職の日から起算して20日以内に掛金を納付すること（厳守）

2. 任意継続の加入手続き

～手続きイメージ～



● 具体的な手続き（電子申請）について

- 退職の日から5日以内に地共済大阪府支部のホームページ（下記 URL）から、任意継続組合員資格取得の申出を行ってください。

URL : <https://osaka.chikyosai.or.jp/taisyoku/ninikeizoku/applicants/form>

※ 都合により紙で申請する場合は、上記ホームページから様式④「任意継続組合員資格取得申出書」をダウンロード・印刷し、必要事項を記入の上、必ず退職の日から5日以内に地共済大阪府支部に到着するよう提出してください。

- 地共済大阪府支部で受付後、掛金額を計算し、ご本人宛に通知します。

- 通知に基づき退職の日から起算して20日以内（厳守）に掛金を納付してください。

※ りそな銀行の口座に限り掛金の口座振替（自動引落し）が可能です。希望される場合は、上記ホームページから様式⑤「任意継続組合員預金口座振替申出書」をダウンロード・印刷し、必要事項を記入・押印の上、必ず退職の日から5日以内に地共済大阪府支部に到着するよう提出してください。

- 掛金の納付が確認できたら、資格確認書等を発行し、送付します。

※ 令和6年12月2日より組合員証・被扶養者証が廃止され、マイナンバーカードと保険証が一体化された「マイナ保険証」による保健医療機関等の受診が基本となりました。任意継続の掛金を納付された方には、順次「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」もしくはその両方を送付します。マイナ保険証の資格切替が未完了の方や、マイナ保険証の利用登録をしていない方は、「資格確認書」を提示することで医療機関を受診していただけます。

- 年度末に退職される方については、事前申出の手続もありますので、p.11の「6. 年度末退職者の事前申出制度について」をご参照ください。

3. 任意継続の掛金

(1) 掛金の計算方法

- ・ 短期掛金額 : 標準報酬月額（※1）× 短期掛金率（※2）
- ・ 介護掛金額 : 標準報酬月額（※1）× 介護掛金率（※2）（40歳以上65歳未満の方のみ）
- ・ 子ども・子育て掛金（※3） : 標準報酬月額（※1）× 子ども・子育て支援金掛金率

注：掛金率及び標準報酬の月額の平均額は毎年度異なりますので、各年度の案内を確認してください。

（p. 13 参照）

※1 標準報酬月額は、組合員が退職した月の標準報酬月額と、共済組合の全組合員の標準報酬の月額の平均額のうち、低い方の金額になります。ご自身の標準報酬月額は給与明細書等で確認できます。

※2 任意継続組合員の掛金には事業主の負担がありません。そのためおよそ現役時代の2倍の掛金（※1の影響を除く）となります。

※3 子ども・子育て掛金は令和8年4月から新設される掛金で、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える仕組みのために拠出いただくものです。

- ・ なお、地共済大阪府支部のホームページに任意継続の掛金額を試算することができる「任意継続掛金試算シート」を掲載していますので、参考としてください。

URL : <https://osaka.chikyosai.or.jp/kaiin/ninikeizoku/index.html>

→ 見出し「任意継続組合員資格取得」→ 「任意継続掛金の払込について」に掲載

(2) 掛金の納付方法及び期限について

● 納付方法

- ・ りそな銀行に口座をお持ちの場合は、口座振替（自動引落）を選択できます。

※一年払い、半年払いの方も最初の一か月は月払いになります。（事前申出の場合を除く。）

- ・ りそな銀行以外の金融機関口座からは、口座振替はできませんので、ATM振込等による納付（払込）となります。

● 納付期限

- ・ 最初に納付する掛金は退職の日から起算して20日以内（月末退職であれば翌月19日まで）に、それ以後各月の納付は前月の末日までです。期限までに納付がなかった場合は、資格を喪失します。

※月の中途中に任意継続組合員の資格を取得した場合は、その月から掛金が必要です。

※任意継続組合員資格を取得した月に資格喪失した場合、当月の掛金が必要です。

(3) 前納による掛金割引について

- ・ 掛金を「一年払い（4月～翌年3月分まで）」又は「半年払い（4月～9月分まで。又は10月～翌年3月分まで）」にすると、期間に応じた割引を受けることができます。

例：6月末退職で、翌年3月末までの掛金の納付で前納（半年払い）を利用する場合

⇒ 7月分は月払い（納付期限：7月19日）

8、9月分は前納（納付期限：7月末）

10月～翌年3月分まで半年分前納（納付期限：9月末）

- ・ なお、年度末退職者の事前申出以外は、最初に納付する掛金は月払いとなり、割引が適用されません。

4. 資格喪失

- 次の事由のいずれかに該当する場合は、任意継続の資格を失います。
 - ① 任意継続組合員となった日から 2 年を経過したとき。
 - ② 死亡したとき。
 - ③ 任意継続掛金（最初の掛金を除く）を納付期限までに納付しなかったとき。
 - ④ 他の健康保険の被保険者となったとき。
 - ⑤ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を地共済大阪府支部に申出した場合において、その申出が受理された月の末日が到来したとき。
 - ⑥ 後期高齢者医療の被保険者等となったとき。
- 資格喪失する場合の提出書類・・・様式⑦「任意継続組合員資格喪失申出書」
※ ④の場合は、新しく加入した先の資格確認書の写し等、添付書類が必要です。
- ①又は⑥以外の事由で資格喪失した場合は、遅滞なく資格確認書を地共済大阪府支部まで返納してください（資格確認書の有効期限が到来している場合を除く）。資格喪失後に資格確認書を返納せず、医療機関において故意又は過失により使用した場合は、医療費を全額自己負担していただきますのでご注意ください。

5. 任意継続組合員に係る短期給付及び福祉事業

- 任意継続組合員になると、在職中と同様の要件で療養の給付、家族療養費附加金等の短期給付を受けられます。ただし、傷病手当金*、出産手当金*、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金を除きます。
※ *については、条件により給付を受けられる場合があります。詳しくは、短期給付問合先にご確認ください。
- 福祉事業（貸付事業・保健事業）等については、次の表のとおりです。

利用できるもの		利用できないもの		
• 特定健康診査・特定保健指導 (年度末年齢 40 歳以上 75 歳未満の方のみ)		• 人間ドック • 福利厚生委託事業（リコクラブ） • 左記以外の貸付		
• 各種相談事業 • 高額医療貸付及び出産貸付				
		【短期給付】	内線 2159	直通：06-6948-6003
<問合先> 06-6941-0351 (代表)		【貸付事業】	内線 2154	直通：06-6944-6854
		【保健事業】	内線 5771～5773	直通：06-6910-6825

6. 年度末退職者の事前申出制度について

- (1) 年度末退職者に限り、通常の申出に加え、事前申出をすることができます。

区分	事前申出			通常申出		
	前納納付期間	月数	納付期限	前納納付期間	月数	納付期限
1年払い	4月分～翌年3月分	12か月	3月 16日	4月分（割引なし） 5月分～翌年3月分	1か月 11か月	4月 20日 4月 30日
半年払い	4月分～9月分	6か月	3月 16日	4月分（割引なし） 5月分～9月分	1か月 5か月	4月 20日 4月 30日
	10月分～翌年3月分	6か月	9月 30日	10月分～翌年3月分	6か月	9月 30日
事前申出 メリット	① 退職後早期に資格情報のお知らせ等を受領できます。 ② 掛金の一年払い、半年払いの場合は、前納割引が適用されます。（p.10 参照） ③ 口座振替の場合は、最初の掛金も口座振替（自動引落）されます。					

(2) 申請方法とスケジュール

申請手順		事前申出の場合 【推奨】	通常申出の場合
申出	地共済大阪府支部のホームページより電子申請を行ってください。 ※口座振替を希望する場合のみ 預金口座振替依頼書 [様式⑤] の提出が必要です。	2月12日（木）必着 ※期限後に到着した申出は、通常申出として受付します。	4月3日（金）必着 ※受付後、掛金額の算定や通知（郵送）等、地共済大阪府支部での事務処理期間が必要ですので、必ず上記期限までに提出してください。
掛金通知発送	掛金額や納付期限・方法を通知	3月5日（木）前後	4月9日（木）前後
掛金納付	期限までに掛金を納付してください。	3月16日（月）期限 ※口座振替を選択された方は自動引落されます。 ※ATM振込の方は必ず期限までに納付（払込）してください。	4月20日（月）期限 ※口座振替を選択された方も最初の納付（4月分掛金）は、ATM振込になります。 ※期限までに納付がない場合は、任意継続組合員にならなかったものとみなされます。
資格情報のお知らせ等交付	新たに資格情報のお知らせ等を交付します。現在の資格確認書は、退職日の翌日以降は使用できません。	3月27日（金）予定 ※自宅に郵送します。	4月21日（火）から順次 ※掛金の納付が確認できた方から順次自宅に郵送します。
現確認書返納	現在の資格確認書を所属に返納（お持ちの方のみ）		3月31日（火）期限

【加入後の手続】

掛金納付	一年払い	3月16日（月）までに完納になりますので、手続はありません。	4月30日（木）期限 口座振替を選択された方は5月～翌年3月分が自動引落されます。 ATM振込の方は、5月～翌年3月分を納付してください。
	半年払い	口座振替を選択された方は、10月～翌年3月分が自動引落されます。 ATM振込の方は、10月～翌年3月分を納付してください。	9月30日（水）期限
	月払い	口座振替を選択された方は、毎月末に翌月分が自動引落されます。 ATM振込の方は、毎月末までに翌月分を納付してください。	各月の末日期限
年度更新	令和8年度中に加入された方が、令和8年度も任意継続組合員を継続されるかどうかについて、令和8年度末までに確認する予定です。		

注

- 退職日の翌日から現在の資格確認書は使用できません。通常申出の場合は、手元に資格確認書がない期間またはマイナ保険証を利用できない期間が生じますので、事前申出を推奨します。
- 再就職先の採用結果待ちの方で、不採用であった場合に任意継続組合員への加入を希望される方には、事前申出ではなく、掛金の納付期限が採用結果判明後となる通常申出での手続きをお勧めします。
- なお、任意継続組合員の資格取得日（退職日の翌日）と同日に他の健康保険の資格を取得された場合は、その資格確認書等のコピーを添付し資格喪失を申出することにより、納付済み掛金を全額還付します。ただし、他の健康保険の資格取得日が退職日の翌々日以降になるなど、1日でも間が空いた場合は、掛金（1か月分）が必要になるのでご注意ください。
- 地共済の資格取得日以前に他の共済組合（私学共済除く）に加入されていた方は、それぞれの加入期間の間に空白期間がない場合、任意継続加入条件である「退職の日の前日まで引き続いて1年以上共済組合員である」に前共済組合員期間を通算することができます。この場合は、前共済組合員期間が明記された証明書が必要ですので、以前加入されていた共済組合に問い合わせる等して取り寄せください。

令和8年1月27日現在

《令和7年度・令和8年度の任意継続組合員の掛金》

1. 掛金率及び組合員の平均標準報酬月額

(1) 掛金率

区分	令和7年度 (令和7年4月～令和8年3月分)	令和8年度
短期掛金	95.96／1,000	95.96／1,000
介護掛金 (40歳以上65歳未満)	16.18／1,000	15.18／1,000
子ども・子育て掛金	—	2.30／1,000

(2) 組合員の平均標準報酬月額

区分	令和7年度	令和8年度
前年度9月30日における全組合員の標準報酬月額の平均額	380,000円	410,000円

例：退職時の標準報酬月額が500,000円の方（令和8年度の率で試算）

① 退職時の標準報酬月額 500,000円 ② 組合員の平均標準報酬月額 410,000円

①と②の低い方を用いる 410,000円短期掛金： $410,000\text{円} \times 95.96/1000 = 39,343\text{円}/\text{月}$ 介護掛金： $410,000\text{円} \times 15.18/1000 = 6,223\text{円}/\text{月}$ 子ども・子育て掛金： $410,000\text{円} \times 2.3/1000 = 943\text{円}/\text{月}$ 合 計：
46,509円／月

2. 前納による割引

- 一年払い：最大で12か月分が11.7485020月分
- 半年払い：最大で6か月分が 5.9318472月分

※ 令和8年1月27日時点において、子ども・子育て掛金に前納率が適用されるかは未定です。

問合先：地方職員共済組合大阪府支部
 大阪府総務部総務サービス課
 福利厚生・認定グループ（任継担当）
 府庁代表：06-6941-0351 内線：2154
 直通：06-6944-6854

Ⅲ-（ア）短期給付

地共済の組合員（一般・短期）資格の喪失後も、要件を満たす場合、下記の給付を受けることができます。

請求書と必要書類を添えて、地共済大阪府支部宛てに提出してください。

※ 請求書の様式及び必要書類は地共済大阪府支部のホームページをご確認ください。

（1）出産費

- 退職の日まで引き続き1年以上（任意継続組合員期間を含む）組合員であった者が、退職後（任意継続組合員は資格喪失後）6か月以内に出産したときに支給されます。（出産費附加金は支給されません。）
- ただし、退職後、出産するまでの間に他の医療保険者（協会けんぽ等）の資格を取得したときは支給されません。

（2）出産手当金

- 1年以上組合員であった者が、退職したときに出産手当金を受給しているときは、出産日（出産日が出産予定日後であるときは出産予定日）以前42日（多肢妊娠は98日）から出産日後56日までの期間について支給されます。
- ただし、退職後、他の医療保険者（協会けんぽ等）の資格を取得したときは支給されません。

（3）傷病手当金

- 1年以上組合員であった者が、退職したときに傷病手当金を受給しているとき（※）は、残りの支給期間について支給されます。（傷病手当金附加金は支給されません。）

※ 退職日において、すでに勤務に服することができなかった日以後3日を経過しているが、報酬が支給されているため、傷病手当金の支給が行われていない場合も含みます。

- ただし、同一の傷病により、退職後も引き続き就労不能な状態である場合に限ります。
- また、年金を受給された場合、年金額との調整が必要となることがあります。年金が遡って認定された時には、傷病手当金を遡って返還していただく場合があります。
- なお、退職後、他の医療保険者（協会けんぽ等）の資格を取得したときは支給されません。

（4）埋葬料

- 組合員であった者が、退職後3か月以内に死亡したときに支給されます。
- ただし、退職後、死亡するまでの間に他の医療保険者（協会けんぽ等）の資格を取得したときは支給されません。

問合先：地方職員共済組合大阪府支部

〔 大阪府総務部総務サービス課 〕

〔 福利厚生・認定グループ（短期給付担当） 〕

府庁代表：06-6941-0351 内線 2159

直 通：06-6948-6003

III-（イ）長期（年金）給付

長期（年金）給付の案内の対象となるのは、退職時に地共済の一般組合員であった方の老齢厚生年金です。短期組合員であった方の年金については、日本年金機構やお近くの年金事務所（[お近くの年金事務所を検索](#)）にお問い合わせください。

（参考）一般組合員・・・常勤職員、フルタイム再任用（再雇用）勤務職員など
短期組合員・・・再任用（再雇用）短時間勤務職員、会計年度職員、臨時的任用職員など

※ ご自身の組合員種別が不明の場合は、所属の担当者又は地共済大阪府支部年金担当にお問い合わせください。

（1）年金請求について

- 老齢厚生年金を受給する場合、支給開始年齢に達する前（概ね1か月前）に郵送される請求書を提出する必要があります。請求書は最後に加入していた被用者年金制度の機関（加入中であればその機関）から郵送されますので、必要事項を記入し、添付書類同封の上、提出してください。
なお、共済組合からの年金支給は、請求書を提出後、3～5か月程の審査期間を経て支給されます。
- また、既に老齢厚生年金を受給中の方は、退職時に年金額の改定を行います。手続については別途ご案内します。

（2）退職後の住所・氏名等の変更について

- 退職後、住所・氏名等に変更があった方は、地共済からの送付物が届かない可能性があります。お手数ですが、変更がありましたら地共済大阪府支部までご連絡ください。

（3）障害厚生年金について

- 在職中の病気や怪我のため現在障がいの状態にある方は、一定の要件を満たすことで障害厚生年金を受給できる場合があります（65歳以降は、一部請求手続きができなくなりますのでご注意ください）。お心当たりのある方は、地共済大阪府支部までお問い合わせください。

その他、年金に関することは、地共済大阪府支部のホームページに掲載している「[年金（老齢・障害・遺族）のしおり](#)」をご参照ください。

また、次ページ以降によくあるご質問を掲載しています。

《年金に関するよくあるご質問》

Q. 老齢厚生年金の請求については、どこに問い合わせればよいのですか？

A. 受給権が発生するお誕生日の前に最終所属であった年金加入機関が担当します。同機関より年金請求書が郵送されますので、到着をお待ちください。

最終所属等（例）	年金請求担当（発送元）	発送時期
● 地方職員共済組合（一般組合員）	地方職員共済組合	受給権が発生する誕生日の前月初旬頃
● その他の共済組合（一般組合員）	その他の共済組合	
● 地方職員共済組合（短期組合員※） ・再任用（再雇用）短時間勤務職員、会計年度職員、臨時の任用職員 ● その他の共済組合（短期組合員※） ● 民間企業	日本年金機構	受給権が発生する誕生日の3か月前頃

※健康保険（短期給付）のみ地共済に加入。年金は日本年金機構（年金事務所）に加入。

Q. 今後、住所や氏名を変更する場合はどうしたらよいですか？

A. お手数ですが最終所属の共済組合にご連絡をお願いします。地方職員共済組合の一般組合員の方は、地共済大阪府支部までご連絡をお願いします。

※連絡がない場合は、各共済組合からの送付物が届きません。

なお、ご自身の状況により、勤務先やお近くの年金事務所に変更の連絡が必要な場合がありますので、次の表を参考にご対応ください。

ご自身の状況	連絡先
● 地方職員共済組合（短期組合員） ・再任用（再雇用）短時間勤務職員、会計年度職員、臨時の任用職員 ● その他の共済組合員（短時間組合員） ● 民間企業に就職（予定）	勤務先（若しくは勤務予定先）の総務担当
● 60歳以上で就労せず国民年金の任意加入を行っていない方で、マイナンバーが日本年金機構に収録されていない	お住まいのお近くの年金事務所
● 国民年金加入者（第一号被保険者、第三号被保険者） ● 60歳以上でマイナンバーが日本年金機構に収録されている ● 年金（老齢、障害、遺族のいずれか）を受給中	住民票と連動のため、連絡不要

日本年金機構にマイナンバーが収録済みかどうかは、「ねんきんネット」で確認できるほか、お近くの年金事務所への来所又はお電話で確認できます。

Q. 扶養している配偶者がいる場合は退職後手続きが必要ですか？

A. 引き続き就労される方は、勤務先（若しくは勤務予定先）で手続きを行ってください。

就労されない方について、60歳未満の配偶者がいる場合は、配偶者の国民年金への加入手続きが必要となりますので、**お近くの年金事務所**にお問い合わせください。

Q. 将来の年金額はどれくらいになりますか？

A. 共済組合員であった期間については共済組合が、民間企業にお勤めであった期間と国民年金加入であった期間については日本年金機構がそれぞれ計算します。

毎年誕生日月に送付されるねんきん定期便には合算された金額が記載されていますので、そちらをご確認ください。また、各機関のホームページでも確認できますので、ご活用ください。

《共済組合（受給権発生後は閲覧できません）》

年金記録の電子交付（マイナ手続きポータル）

《日本年金機構》

ねんきんネット | 日本年金機構

より詳しい内容をお知りになりたい場合は、共済組合期間については共済組合、それ以外の期間については日本年金機構（**お近くの年金事務所**）にお問い合わせください。

Q. 定年前に退職する予定なのですが、年金額への影響はどれくらいありますか？

A. 50歳以降の方のねんきん定期便に記載される年金支給予定額は60歳まで就労したと仮定した場合の金額が書かれていますので、記載金額より減額となる場合があります。具体的な金額を確認したい場合は、**地共済大阪府支部ホームページ内 試算依頼**等をご利用ください。

Q. 地共済やその他の共済組合以外の年金の手続きはどこでできますか？

A. 基本的にお住まいのお近くの年金事務所で行えます。お近くの年金事務所については、以下のホームページから検索してください。

日本年金機構（お近くの年金事務所）

問合先：地方職員共済組合大阪府支部

〔 大阪府総務部総務サービス課
福利厚生・認定グループ(年金担当) 〕

府庁代表：06-6941-0351 内線 2150・2155

直 通：06-6944-7608

III-（ウ）保健事業

詳細は p.7 「II-（ア）健康保険制度の概要」をご覧ください。

退職、任用(雇用) 形態変更後の資格	地共済の組合員資格が 継続する場合	地共済の任意継続 組合員となる場合	その他 (地共済の資格を喪失する場合)
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ● 大阪府（注1）の <ul style="list-style-type: none"> ・再任用職員（注2） ・会計年度任用職員（注2） ● 各地方独立行政法人等の <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員（注2） ・任期付職員等（注2） <p>注1：副首都推進局、大阪港湾局、万博推進局、教育庁を除く 注2：下記地共済加入要件を満たす場合 ①労働時間：週20時間以上 ②賃金：月額賃金88,000円以上 ③雇用期間：継続して2か月を超える見込み</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 就職先の地共済以外の共済、協会けんぽ、各健康保険組合に加入する場合 ● 国民健康保険に加入する場合 ● 家族が加入の勤務先の健康保険の被扶養者となる場合
人間ドック	○	✗ ※1	✗ ※1
特定健康診査・ 特定保健指導	○ ※2	○ ※3	✗ ※4
アスマイル 地共済会員	○	✗ ※5	✗ ※5
Pep Up (ペップアップ)	○	○	✗

＜注＞ ○：地共済の対象メニューを利用できる ✗：地共済の対象メニューを利用できない

・ 人間ドック

※1 退職日の翌日（資格喪失日）以降が受診日の場合は利用できません。

医療機関で受け付けされた場合であっても、費用は全額自己負担となりますのでご注意ください。

・ 特定健康診査・特定保健指導

※2 大阪府の一般定期健康診断（希望者健診）及び地共済の人間ドック受診者は、特定健康診査の受診は不要です（特定健康診査の項目を受診しているため。）。ただし、健診の結果、特定保健指導の対象となつた場合は、対象者に案内が送付されます。

※3 毎年7月頃に特定健康診査の案内が自宅に送付されます。

※4 退職日の翌日（資格喪失日）以降は特定保健指導の利用ができなくなります。有効期限内の場合または特定保健指導の指導期間中の場合も、退職日の翌日（資格喪失日）以降は利用できません。医療機関で受け付けされた場合であっても、費用は全額自己負担となりますのでご注意ください。

・ アスマイル

※5 アスマイル地共済会員の資格が喪失し、資格喪失後90日でアスマイル地共済ポイントは消失します。退職前に貯めた地共済ポイントについては、資格喪失後90日間は交換可能ですので、500ポイント以上お持ちの方は90日以内に電子マネーに交換してください。

問合先：地方職員共済組合大阪府支部

〔 大阪府総務部企画厚生課 〕

〔 健康管理グループ 〕

府庁代表：06-6941-0351 内線：5771～5773

直通：06-6910-6825

III-（工）福利厚生事業「リロクラブ」

- 知事部局職員の福利厚生事業「リロクラブ」のご利用については、退職や任用区分の変更などにより、退会あるいは会員区分が変更する場合があります。また、60歳以上の会員については、リロクラブが別に運営する「ふろむな俱楽部」に入会することができます。
以下にそれぞれの場合の取扱いなどについて記載していますので、ご自身の状況に照らし合わせていただき、お手続きください。
- なお、大阪府立病院機構、大阪健康安全基盤研究所、大阪産業技術研究所及び大阪府立環境農林水産研究所の地共済組合員の方の福利厚生事業に関する手続きについては、機構及び各研究所の事務局福利厚生担当にお問い合わせください。また、関西広域連合及び地共済大阪府支部で雇用されている地共済組合員の方の福利厚生事業に関する手続きについては、地共済大阪府支部リロクラブ担当にお問い合わせください。

1. 福利厚生事業「リロクラブ」の取扱いについて

（1）知事部局（常勤職員）を退職される場合

① 退職後、知事部局の再任用職員や会計年度任用職員となるとき

- 退職日の翌日以降はリロクラブを利用できなくなります。リロクラブ会員証（大阪府互助会会員証）は、退職日の翌日をもって効力を失いますので、遙送又は郵送により、大阪府職員互助会に返納していただくようお願いします。

② 退職後、知事部局のフルタイム再任用職員となるとき

- 任用期間中は、これまでと同じ会員区分で引き続きリロクラブをご利用いただけます。特段の手続きの必要はありません。

③ 退職後、知事部局の短時間再任用職員又は会計年度任用職員となるとき

- 一般組合員会員（互助会加入）から短期組合員会員（互助会非加入）に変更となります。任用期間中は、引き続きリロクラブをご利用いただけます（※一部のサービスを除く）。ご利用には、新たに短期組合員会員としての登録が必要となりますので、下記登録方法によりご登録をお願いします。
- なお、会員区分変更後は、デジタル会員証となりますので、現在お持ちの会員証は効力を失います。遙送又は郵送により、大阪府職員互助会に返納していただくようお願いします。

【リロクラブ会員登録方法】

➢ URLにアクセス ⇒ 会員ID・仮パスワード入力 ⇒ ログイン ⇒ パスワードの変更 ⇒ 登録完了

- ・U R L : <http://www.fukuri.jp/osaka> (短期組合員会員手続き用)
- ・会員ID：職員番号（組合員番号の下6桁）
- ・仮パスワード：職員番号（組合員番号の下6桁）

※ 年度替わりなどの繁忙期には、すぐに登録できない場合（最長1か月程度）があります。

しばらく期間を開けて、再度の登録手続きをお願いします。

(2) フルタイム再任用から知事部局の短時間再任用又は会計年度任用職員となる場合

- ・一般組合員会員（互助会加入）から短期組合員会員（互助会非加入）に変更となります。任用期間中は、引き続きリロクラブをご利用いただけます（※一部のサービスを除く）。ご利用には、新たに短期組合員会員としての登録が必要となりますので、p.19の1(1)③の登録方法によりご登録をお願いします。
- ・なお、会員区分変更後は、デジタル会員証となりますので、現在お持ちの会員証は効力を失います。遙送又は郵送により、大阪府職員互助会に返納していただくようお願いします。

(3) 派遣先から知事部局に復帰され、退職される場合

① 退職後、知事部局の再任用職員や会計年度任用職員とならないとき

- ・特段の手続きは必要ありません。なお、「ふろむな俱楽部」（p.21 参照）に入会を希望される場合には、退職日までに地共済大阪府支部又は大阪府職員互助会までご相談ください。

＜問合先＞ 地共済大阪府支部 内線 2154 直通：06-6944-6854
大阪府職員互助会 内線 5700～5702 直通：06-6941-5894、06-6942-0084

② 退職後、知事部局のフルタイム再任用職員となる場合

- ・任用期間中は、一般組合員会員（互助会会員）としてリロクラブをご利用いただけます。ご利用には、新たに一般組合員会員としての登録が必要となりますので、下記登録方法によりご登録をお願いします。

【リロクラブ会員登録方法】

➢ URL にアクセス ⇒ 会員 ID・仮パスワード入力 ⇒ ログイン ⇒ パスワードの変更 ⇒ 登録完了

- ・U R L : <http://www.fukuri.jp/osaka27> (一般組合員会員手続き用)
- ・会員 ID : 職員番号（組合員番号の下 6 術）
- ・仮パスワード : 職員番号（組合員番号の下 6 術）

※ 年度替わりなどの繁忙期には、すぐに登録できない場合（最長 1 か月程度）があります。

しばらく期間を開けて、再度の登録手続きをお願いします。

③ 退職後、知事部局の短時間再任用職員又は会計年度任用職員となる場合

- ・任用期間中は、短期組合員会員としてリロクラブをご利用いただけます。ご利用には、新たに短期組合員会員としての登録が必要となりますので、p.19の1(1)③の登録方法によりご登録をお願いします。

(4) 知事部局の再任用短時間又は会計年度任用職員を退職する場合

① 退職後、知事部局の会計年度任用職員とならないとき

- ・特段の手続きは必要ありません。

② 退職後、知事部局の会計年度任用職員となるとき（※会計年度任用職員の雇用先所属が変更となる場合を含む）

- ・特段の手続きは必要ありません。引き続き、任用期間中は、短期組合員会員としてリロクラブをご利用いただけます。

注：新旧の雇用先所属から共済への異動報告等が遅れた場合には、一旦、会員資格が喪失する場合があります。その場合は、お手数をおかけしますが、p.19の1(1)③の登録手続きにより、あらためて登録をお願いします。

2. ふろむな俱楽部の入会について

- 60歳以上のリロクラブ会員（一般組合員会員及び短期組合員会員）については、リロクラブから永年勤続に対するお祝いとして、「ふろむな俱楽部 スタンダード会員権利（永年分）」（下記参考）が進呈されます。入会を希望される方は、下記参考「申込方法」の会員専用サイトから手続きをお願いします。

～ 参考 ～

● ふろむな俱楽部とは

リロクラブ（福利厚生俱楽部）会員OB向けメンバーシップです。

国内2,000ヶ所以上の宿泊施設が最大90%OFF、その他グルメやレジャー施設など様々なサービスが会員特別料金で利用できます。

● 申込資格

申込み手続き時点で、リロクラブの会員資格（一般組合員会員及び短期組合員会員）を有する会員本人で、60歳以上の方

● 申込方法

リロクラブの会員専用サイト（<http://www.fukuri.jp/>）より「定年退職お祝い」で検索し、詳細ページ下部にある【お申し込みはこちら】ボタンより手続きをしてください。

● 申込締切

リロクラブ会員（一般組合員会員・短期組合員会員）の間であれば、手続きが可能です。

会員資格が喪失すると加入できません。

● 備考

- VIP会員は、月会費（1,000円+消費税）でスタンダード会員よりさらにお得な特典が利用できます。
- ふろむな俱楽部の詳細については、福利厚生俱楽部の「ふろむな俱楽部」に関するホームページ（<https://www.fromnow.jp/next/>）をご覧ください。

問合先：地方職員共済組合大阪府支部

大阪府総務部総務サービス課

福利厚生・認定グループ（リロクラブ担当）

府庁代表：06-6941-0351 内線2154

直通：06-6944-6854

問合先：大阪府職員互助会

府庁代表：06-6941-0351 内線5700～5702

直通：06-6941-5894、06-6942-0084

Ⅲ-（オ）貸付事業

退職時の貸付残高（地共済分）の償還方法等については、以下のとおりです。

(1) 貸付金残高の一括償還（退職手当からの控除）

- ・退職時に貸付金残高がある場合、退職手当から控除（一括償還のみ）させていただきます。手続は不要です。
- ・なお、退職手当全額を控除しても未償還金が残る場合は、残額を直接共済組合へ振込（一括）していただくことになります。その場合は共済組合から連絡します。

(2) 団体信用生命保険に係る保険料

- ・住宅貸付にかかる団体信用生命保険に加入されている方は、貸付金の残額等を弁済する月までが保障期間となりますので、退職手当が支給される月の分まで保険料を納めていただくことになります。
- ・なお、保険料は年払い（1回／年）となっていますので、保障期間終了（退職手当からの控除等）後にかかる保険料は、後日、保険会社より直接返還されます。

(3) 退職後の貸付制度について

- ・短時間勤務職員（再任用や臨時的任用）として、引き続き地共済組合員となる場合、一定の条件のもと一部の貸付を受けることができます。また任意継続組合員についても、高額医療貸付と出産貸付のみ貸付を受けることができます。

詳細は地共済大阪府支部のホームページ（下記 URL）をご参照ください。

https://osaka.chikyosai.or.jp/kashituke/itibu_kumiai.html

問合先：地方職員共済組合大阪府支部

　　〔 大阪府総務部総務サービス課 〕

　　〔 福利厚生・認定グループ（貸付担当） 〕

府庁代表：06-6941-0351 内線 2154

直 通：06-6944-6854

【参考】組合員種別等について

令和4年10月の短時間勤務職員の加入や事業主の任用・雇用制度の多様化に伴い、ご自身の組合員種別が分かりにくい場合があります。下記に組合員種別や加入要件などの概要を整理していますので、退職や任用・雇用形態の変更に伴う共済手続きを行っていただくにあたってのご参考としてください。

※ご自身の組合員種別が不明の場合は、事業主の共済・社会保険担当者又は地共済大阪府支部資格担当にお問い合わせください。

(1) 地共済組合員種別

- 一般組合員：健康保険（短期給付）及び年金（長期給付）とも地共済に加入。
- 短期組合員：健康保険（短期給付）のみ地共済に加入。年金は日本年金機構（年金事務所）に加入。

(2) 地共済加入要件

健康保険（短期給付）	<p>①労働時間：週20時間以上勤務 ②賃金（報酬）：月額賃金（報酬）88,000円以上 ③雇用期間：継続して2か月を超える見込み（学生を除く） ⇒ ①～③のいずれも満たす場合</p>
年金（長期給付）	<p>・各事業主（所属所）の常勤職員 ・常勤職員と同様の労働時間で任用・雇用された方</p>

(3) 地共済組合員となる事業主の範囲

- 大阪府（副首都推進局、大阪港湾局及び万博推進局及び教育庁を除く）
- 大阪府立病院機構、大阪健康安全基盤研究所、大阪産業技術研究所及び大阪府立環境農林水産総合研究所
- 関西広域連合（派遣元府県市の各共済に加入する者を除く）及び地共済大阪府支部

(4) 任用・雇用形態別組合員種別

組合員種別	任用・雇用形態（一般的な名称で記載しています）
一般組合員	<ul style="list-style-type: none">常勤職員再任用（再雇用）フルタイム職員任期付フルタイム職員（※1）会計年度任用職員（フルタイムに限る）（※2）常勤的非常勤職員（※2） <p>★常勤職員の勤務すべき時間以上勤務した日が1か月に18日以上ある非常勤職員を共済では「常勤的非常勤職員」といいます。ご不明な方は所属の担当に確認してください。</p> <p>※1：継続した任用（雇用）が2か月を超える見込みの方 ※2：継続した勤務期間が1年を超えたフルタイムの方</p>
短期組合員	<ul style="list-style-type: none">再任用（再雇用）短時間勤務職員（※3）臨時の任用職員（※3）任期付短時間勤務職員（※3）会計年度任用職員（※3）常勤的非常勤職員（※3, 4） <p>★常勤職員の勤務すべき時間以上勤務した日が1か月に18日以上ある非常勤職員を共済では「常勤的非常勤職員」といいます。ご不明な方は所属の担当に確認してください。</p> <p>・非常勤職員（※3）</p> <p>※3：継続した任用（雇用）が2か月を超える見込みの方 ※4：継続した勤務期間が1年以下のフルタイムの方</p>